



建設分野における外国人材の受入れに関する 制度・手続きについて

群馬県行政書士会

塩野 有希

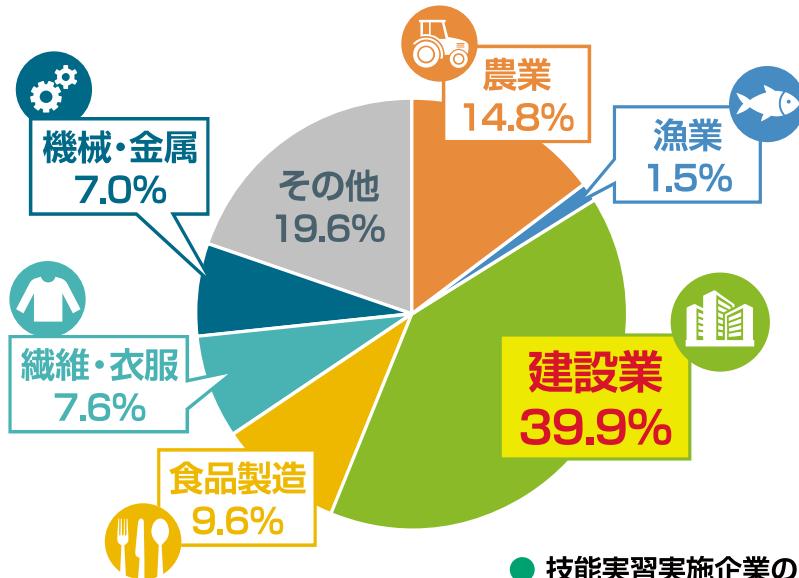


手続編

特定技能外国人を雇用する
流れ

建設分野の問題点

- 技能実習において、他の分野に比して突出して失踪者・問題が多い



出典：令和3年5月国土交通省オンラインセミナー資料
(不動産・建設経済国際市場課まとめ)

- 全分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生	失踪者数	失踪率
H30	424,394人	9,052人	約2.1%

- 建設分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生	失踪者数	失踪率
H30	45,990人	3,615人	約7.9%

- 技能実習実施企業の約8割に労働基準法違反が発覚

R1	指導実施事業者数	違反者数	主な違反事項		
			賃金台帳	割増賃金	賃金の支払い
	1,317	1,098 (79.6%)	358 (27%)	357 (27%)	290 (22%)

建設分野独自の取組

課題
1

建設業は、季節による受注量の変動が激しい業種。
技能労働者の賃金はその6割が日給制で、仕事が
ないと手取り賃金が下がる。



月給制を義務化

課題
2

建設業は、受注した工事ごとに就労する場所が変わる
→雇用主による労務管理、就労管理が難しい。



建設キャリアアップ
システムへの登録を義務化

課題
3

現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請（専門
工事業者）で、その大半は中小零細企業である。



建設業許可を要件化
受入可能人数枠の設定

特定技能 建設分野の追加基準

- JACへの加入（直接的・間接的）
- 建設キャリアアップシステムへの登録（事業者、技能者）
- 技能習熟に応じた昇給
- 雇用契約締結前に重要事項を外国人が分かる言語（母国語）で説明すること
- 1号特定技能外国人と外国人建設就労者の合計数が、常勤職員数の数を超えないこと

特定技能外国人受入のための3ステップ

ステップ

1

- JACへの加入(直接的又は間接的)
- 建設業許可の取得
- 建設キャリアアップシステムへの登録(事業者)

ステップ

2

- 特定技能雇用契約に係る重要事項説明
- 特定技能雇用契約の締結

ステップ

3

- 建設特定技能受入計画の認定申請
- 支援計画の作成 及び 入管への在留資格の許可申請

→ 受入れ(外国人就労管理システムで受入報告)

ステップ 1

JAC に加入（直接的又は間接的）

受入企業は、特定技能外国人受入事業実施法人である（一社）建設技能人材機構（JAC）への加入が必要。

- 直接的に加入する場合…JAC の賛助会員になる

※年会費 24 万円

- 間接的に加入する場合…JAC の正会員である建設業者団体の会員になる

※年会費、必要書類、入会までに要する期間などは各団体により異なる

※41 建設業者団体（2021 年 12 月現在）

JAC のホームページをご確認ください。



JAC 正会員一覧 (全 41 建設団体令和3年 12月現在)

職種	団体名	職種	団体名
型枠施工	(一社)日本型枠工事業協会	内装仕上げ	(一社)全国建設室内工事業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会
左官	(一社)日本左官業組合連合会	とび	(一社)日本鳶工業連合会 (一社)日本建設軀体工事業団体連合会
コンクリート圧送	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	建築大工	全国建設労働組合総連合 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 (一社)日本在来工法住宅協会 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会
トンネル推進工	(公社)日本推進技術協会	配管	全国管工事業協同組合連合会
建設機械施工	(一社)日本機械土工協会 (一社)日本発破・破碎協会 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本建設機械レンタル協会 (一社)日本基礎建設協会	建築板金	(一社)日本金属屋根協会 (一社)日本建築板金協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会
土工	(一社)日本機械土工協会(再掲) (一社)全国中小建設業協会 (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会 (一社)日本道路建設業協会 (一社)全日本漁港建設協会 (一社)全国特定法面保護協会	保温保冷	(一社)日本保温保冷工業協会
屋根ふき	(一社)全日本瓦工事業連盟	吹付ウレタン断熱	(一社)日本ウレタン断熱協会
電気通信	(一社)情報通信エンジニアリング協会	海洋土木	日本港湾空港建設協会連合会
鉄筋施工	(公社)全国鉄筋工事業協会	元請ゼネコン他	(一社)日本建設業連合会 (一社)全国建設業協会 (一社)日本道路建設業協会(再掲) (一社)全国中小建設業協会(再掲) (一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会 (一社)日本電設工業協会 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国防水工事業協会 (一社)マンション計画修繕施工協会
鉄筋継手	全国圧接業協同組合連合会		

ステップ 1

建設業の許可

建設業法第3条の許可を持っていること。
(有効期限内の許可通知書の添付が必要になります)

ここもチェック!

- 社会保険の加入（標準報酬決定通知書を提出） cf. 強制適用事業所
- 雇用保険の加入
- 常時 10 人以上の労働者を使用する会社は就業規則の作成・届出義務あり

ステップ 1

建設キャリアアップシステムへの加入

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

建設キャリアアップシステムへのオンライン申請

- ①事業者登録 事業者登録後に交付される『事業所番号（事業者ID）』を取得



- ②技能者登録



日本にいる外国人の場合

建設キャリアアップ技能者IDを取得、技能者カードが交付される



海外にいる外国人の場合

入国後原則1か月以内に建設キャリアアップシステムの技能者登録を行い、技能者カードの交付を受ける

報酬について

① 同等の技能を有する日本人と同等額以上の賃金

比較対象となる日本人の賃金台帳（直近1年分、賞与を含む）、経歴書（実務経験を証する書面）

② 相応の経験者（3年以上の経験を有する者）として扱うこと

③ 月給制であること（仕事の繁閑により報酬が変動しない）

④ 技能に応じて昇給すること（実務経験年数、資格・技能検定、キャリアアップシステムのレベルアップ等）

⑤ 賞与、各種手当、退職金→日本人と同等に支給しなければならない



必ず、外国人が理解できる言語での説明が必要

ステップ 2

特定技能雇用契約の締結

雇用契約書

日本語と母国語が併記されている（所定の様式あり）

雇用条件書

日本語と母国語が併記されている（所定の様式あり）

具体的な雇用条件を記載

- 雇用期間
- 更新の有無及び条件
- 就業場所
- 労働時間
- 社会保険、労働保険等
- 休暇
- 時間外労働、休日・深夜労働
- 賃金支払い方法
- 退職に関する事項
- 健康診断

など



必ず、外国人が理解できる言語での説明が必要

ステップ 3

建設特定技能受入計画の認定申請

外国人就労管理システムへのオンライン申請

添付を要する書類の例

- 同等の技能を有する日本人と同等額以上の賃金であることの説明書
- 同等の技能を有する日本人の賃金台帳及び実務経験年数を証する経歴書
- ハローワークの求人票（国内人材確保の取り組み）

特定技能外国人を雇う前に、国内での人材確保のための相応の努力をしているか
どうかの確認のため

- 就業規則、賃金規定、36協定など（該当する場合）

認定まで通常約1.5～2か月かかるので、早めの申請が必要

ステップ 3

1号特定技能外国人支援計画の作成

特定技能外国人が安定的かつ円滑に活動を行うことができるよう職業生活、日常生活、社会生活上の支援を実施する。

1 事前ガイダンス

- 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



2 出入国する際の送迎

- 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



3 住居確保・生活に必要な契約支援

- 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



4 生活オリエンテーション

- 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



5 公的手続等への同行

- 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



6 日本語学習の機会の提供

- 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



7 相談・苦情への対応

- 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



8 日本人との交流促進

- 自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



9 転職支援（人員整理等の場合）

- 受け入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



10 定期的な面談・行政機関への通報

- 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



登録支援機関に委託することができる
(全部または一部)

ステップ 3

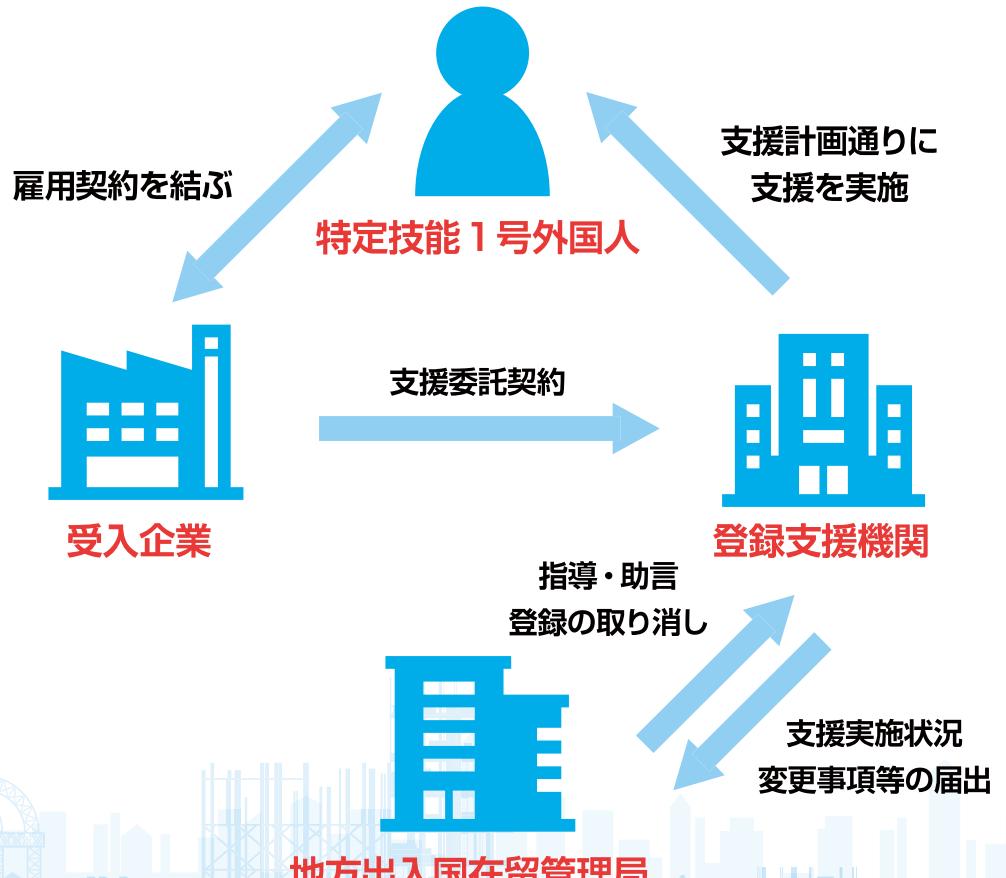
登録支援機関とは

1号特定技能外国人が、安定的かつ円滑に活動できるようにするために、雇用主（特定技能所属機関）から委託を受けて、支援計画を実施する団体。

Cf. 技能実習制度における監理団体の役割

技能実習制度で定められた監理事業を行う。技能実習生の受け入れサポート業務のほか、適性な実習が遂行されているか企業を監理する業務を行う。

特定技能の仕組み（登録支援機関に支援を委託する場合）



特定技能外国人受入のための3ステップ

ステップ

1

- JACへの加入(直接的又は間接的)
- 建設業許可の取得
- 建設キャリアアップシステムへの登録(事業者)

ステップ

2

- 特定技能雇用契約に係る重要事項説明
- 特定技能雇用契約の締結

約6ヶ月

ステップ

3

- 建設特定技能受入計画の認定申請
- 支援計画の作成 及び 入管への在留資格の許可申請

受け入れ(外国人就労管理システムで受入報告)

相談・問合せ先のご紹介

■ 建設分野の『特定技能』制度について

国土交通省 不動産建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線 24618）
(一社) 建設技能人材機構 03-6453-0220

■ JACへの加入について

JAC ホームページ <https://jac-skill.or.jp>

■ 建設キャリアアップシステムについて

(一財) 建設業振興基金ホームページ <https://www.ccus.jp/>

■ 建設特定技能受入計画認定申請について

関東地方整備局 建政部 建設産業第1課 048-600-1906

■ 外国人の雇用全般について

群馬県行政書士会 027-234-3677

ご清聴ありがとうございました!



© 群馬県 ぐんまちゃん

制作：群馬県